

## 「信号機設置の指針」の必要条件5つ …… 全てに該当する

一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。

※ 車両同士のすれ違いに十分な幅員がない場合、すれ違える場所へ待避するために信号無視をしたり、歩行者の歩行場所にはみ出して走行する車両や、青信号で強引に走行する車両による交通事故の発生が懸念されるため。

歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断が無い場所については、この限りではない。

※ 信号待ちの歩行者が交通事故に遭うことが懸念されるため。

主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。

※ 信号を守る意思のある歩行者であっても、12秒以上車両が来ない場合には、信号を無視して横断を開始する割合が増える傾向が見受けられ、信号無視による交通事故の被害が大きくなるこをが懸念されるため。(300台/時間=12秒/台)

隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。

※ 隣接する信号機の灯火の色が異なる場合の誤認や、右左折車両による信号機の見落としによる交通事故、信号機が近接して滞留するスペースが不足することによる渋滞等の発生が懸念されるため。

交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。ただし、信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではない。

※ 側溝や橋桁、トンネル、踏切等に近接するなどして柱が建てられない場所であったり、柱が建てられたとしても信号灯器を十分な高さに設置できないなど、物理的に設置が困難な場合や十分なスペースがない場所に柱を建てることにより、歩行者が車道を歩くことになり、かえって危険になる状況が発生することや柱に車が接触するおそれがあることなどを懸念したもの。